

ライオンズクラブ国際協会 335-B 地区
第2副地区ガバナー候補者選挙運動に関する規定（案）

主旨・目的

この内規は、335-B 地区の次期第2副地区ガバナーを公明正大に選出するために定め、ライオンズとしての誇りと責任を自覚して選挙運動を行う事を目的とする。

選挙運動について

1. 地区ホームページなどで、候補者の紹介・主張など地区内クラブに周知を図る。
2. 選挙運動可能期間を「選挙委員会」が決定する選挙運動開始日 3月 1 日から年次大会代議員会投票日前日の午後 8 時までとする。
3. 候補者・候補者所属クラブメンバーが選挙運動のために各クラブを訪問する場合は、訪問先クラブ会長の事前承諾（口頭によるものも含む）がある場合に限り、例会・理事会・各種会合・アクティビティに訪問することを許可する。
また、訪問先が複数クラブ合同の場合は、全てのクラブ会長の事前承諾を必要とする。
リジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンが主催する公式な会議・会合については、全ての候補者に対し公平に書面による案内を送付し出欠について確認すること。但し、候補者の一人又は複数人より欠席の意思表示があった場合に於いては、その開催を中止する必要はない。
4. 候補者の経歴・所信等を PR する主旨の A4 サイズ 1 枚（両面使用可）の文書（印刷物・PDF データ又は画像データ）の配布を許可する。この場合の配布とは、直接配布・郵送・メール又は SNS 等インターネット回線を利用した配布とする。
但し、配布物については「選挙委員会」の承認を受けなければならない。
5. 上記以外については選挙委員会に確認の上、承諾（承認）を取ること。

禁 忌 事 項

1. 候補者を誹謗・中傷する内容の文章の配布を禁止する。
2. 候補者を誹謗・中傷する内容の I T ツールによる配信を禁止する。
3. 著しく禁忌事項に違反が認められた場合は、「選挙委員会」から警告を発し、地区内に候補者名を公表する。
4. 年次大会会場での幟・ビラ配り・声を挙げてなどの選挙運動を一切禁止する。

改 廃

本規定の改廃については、地区キャビネット会議の決議によるものとする。

選挙運動に関するガイドライン

選挙委員会

1. 選挙運動の定義

特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為とする。

2. 選挙運動の禁止事項

- (1) 選挙運動を選挙運動期間以外に行うこと。
- (2) クラブ例会・ガバナー諮問委員会等に出席する場合、その会合で定められた会食費・参加費等の実費以外の支払いや、ドネーション（募金を除く）・お土産・商品・景品等を提供すること。
- (3) 事前の承諾無く個人の自宅または職場への戸別訪問をすること。
- (4) 金品の贈与、供応、乗物の提供その他の利益の供与、その申し込み若しくは約束をすること。但し、冠婚葬祭等に於ける社会通念上必然必要と認められる事柄を除く。
- (5) 虚偽の事実を流布又は他の候補者を誹謗中傷すること。
- (6) 新聞雑誌その他の報道機関に、候補者に関する記事または広告を有償により掲載すること。
- (7) 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
- (8) 選挙運動期間中及び投票日に飲食を提供すること。
- (9) 代議員又はその関係者の利害関係を利用すること。
- (10) 代議員の選挙権の行使を妨害すること。
- (11) 現・前・副地区ガバナーが各立候補者を推薦すること及び立候補者と帶同して選挙運動を行うこと。但し、立候補者と同じ所属クラブの場合は除く
- (12) 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
- (13) その他、本規定に違反する行為を行うこと。